

信書便制度説明会

~信書便の利用で経費削減・業務拡大を~

平成25年 1 1 / 2 8 (木) 会場: 倉吉市農村環境改善センター

さんさんプラザ倉吉(農事研修室)

住所:鳥取県倉吉市生田 692-4

第1部14:00~15:10

『信書便制度の概要』

講師:総務省中国総合通信局 信書便監理官

●内容:レセプト、通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのか、信書便の利用方法は、といった問合せが中国総合通信局に寄せられています。ここでは、信書の定義や信書便法の概要、信書便制度の仕組みを説明いたします。

「文書集配の委託事例」

講師:総務省中国総合通信局 信書便監理官

●内容:文書集配業務を信書便事業者に委託している中国地域の利用例を中心に説明いたします。

——休憩———

第2部15:20~16:00

『信書便事業の参入手続き』

講師:総務省中国総合通信局 信書便監理官

●内容:平成15年4月の制度創設以来、全国で403者(鳥取県で2者)が特定信書便事業に参入しています。 特定信書便事業に参入が見込まれる事業者を対象に許可申請手続や許可後の手続を説明いたします。

申込方法:参加を希望される方は11月22日(金)までに、団体名、住所、氏名をFAX、又は E-mail によりお申込み下さい。第1部のみの参加も可能です。定員は30名(先着順)です。(参加費:無料)

申 込 先:総務省中国総合通信局 信書便監理官 末吉

〒730-8795 広島市中区東白島町 19番 36号

電話: 082-222-3400 FAX: 082-221-0075 E-mail: chugoku-shinsyobin@soumu.go.jp

http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/index.html

主催:総務省中国総合通信局

FAX送信票

総務省中国総合通信局信書便監理官 行

FAX:082-221-0075

「信書便制度説明会(11月28日)」参加等申込書

参加等	1 参加(第1部のみ・第2部まで)
	2 不参加(資料送付を・希望する。・希望しない。)
団体等名	
住 所	
	(所属・役職・氏名)
参加者名	(所属・役職・氏名)
	(連絡先)
	電話 FAX
その他 (信書便制度に関する質問事項等が ございましたらご記 入下さい。)	

ご連絡いただきました個人情報は説明会の参加集約、ご連絡、資料送付以外には利用しません。